議会運営委員会報告書

令和8年9月14日

備前市議会議長　石　原　和　人　様

委員長　立　川　　茂

令和8年9月14日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

1　発議第3号　非核三原則の堅持を求める意見書に対する修正動議

(1) 日程5の流れについて

(2) 意見書の提出先（国会又は関係行政庁）について

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和8年9月14日（月）		本会議休憩中 厚生文教委員会閉会後	
開議・閉議	午前10時15分	開会　～	午前10時29分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第3回定例会）の開催		
出 席 委 員	委員長	立川　茂	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		青山孝樹		中村国広
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	石原和人	副議長	藪内　靖
傍　聴　者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説　明　員	議会事務局長	國光裕一郎	議会事務局次長 兼議事係長	青木弘行
	庶務調査係長	石村享平	議事係主査	田中康平
審 査 記 録	次のとおり			

午前１０時１５分　開会

○立川委員長　皆さん、御苦労さまでございます。

ただいまより議会運営委員会を始めさせていただきます。

会議お疲れのところを大変恐縮ですが、１番目、発議第３号非核三原則の堅持を求める意見書に対する修正動議で修正案が出ておりますので、どうしましょう。

事務局で何か説明しますか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　それでは、御説明させていただきます。

本日、松本議員、中西議員から別添の修正案、発議第３号非核三原則の堅持を求める意見書についての修正案が提出されております。

それでは、この後の本会議、日程５になりますけれども、日程５の流れについて若干説明をさせていただきたいと思います。

まず、日程５ですけど、発議第３号を上程いただきます。その後、森本議員より原案の提案説明、それから質疑をお受けいただきます。続きまして、松本議員より修正案の提案説明、質疑をお受けいただきます。

質疑が終了した後、議長発議によりまして、こちらは既に御決定いただいておりますけれども、委員会付託の省略の採決を行っていただきます。

続きまして、討論でございますけれども、今現在、中西議員より修正案に賛成の討論の通告をいただいております。討論の順序につきましては、原案に賛成、原案にも修正案にも反対、修正案に賛成の順で行っていただきたいと考えております。

討論が終了いたしますと、続いて発議第３号の採決に移るわけでございますが、修正案が提出されましたので、まず修正案から諮っていただく流れになります。修正案が可決された場合は、残りの原案の部分を採決いただきます。修正案が否決されましたら、原案を採決いただくことになります。

一応こちらで発議第３号の審議は終わるわけでございますけれども、原案あるいは修正案が可決された場合は、議長発議によりまして、字句等の整理の委任をお諮りいただこうかと考えております。

修正案でございますけれども、異なる点につきましては、表題の部分です。こちらのほうにつきまして、非核三原則の堅持・法制化を求めると、法制化が入っております。それから、文言の下４行目、よってから３行になりますけれども、そこの部分が修正案となっておりますので、御承知おきください。

日程５の流れにつきましては以上でございます。

○立川委員長　今回珍しい修正案というところで、今御説明いただきましたんで、御理解のほうよろしゅうございますか。

○尾川委員　修正案について、連絡は、議員は知っとんかな。どう周知するんかな。

○青木議会事務局次長兼議事係長　修正動議につきましては、まだ議場に、議席には配付しておりませんので、この後の決定後、議員にお知らせをいただき、できれば会派に持ち帰っていただいて、こちらの決定事項お伝えいただき、発議第５号の採決に臨んでいただきたいと考えておりますので、その部分は調整をよろしくお願いしたいと思います。その時間は取りたいと思います。

○立川委員長　特異なケースというところで、今説明がありましたけど、委員会決定の後、各会派でお時間を持っていただくという進め方になるそうです。御理解をいただけたらと思います。

○中村委員　先ほどの請願との関連性がよく分からないのですが、中西議員が出された請願と、今回のこの発議修正案との関連性がよく分からない。分かれば教えてください。

○青木議会事務局次長兼議事係長　このたび松本議員と中西議員が出されている修正案につきましては、本日中西議員が請願を紹介されましたが、そちらを含んだ内容の修正案でございます。

請願につきましては、本日、総務産業委員会に付託されましたので、今週行われる総務産業委員会におきまして、請願第２号を御審査いただくと。あとは委員会の決定なりますけれども、その決定を最終日に委員長報告という形でやっていただき、再度本会議での採決を考えておるところでございます。

○中西委員　事務局から御説明があったけど、私からも一言だけ申し上げておきたいと思います。

今回の議員発議について、中身について私は反対をするものではないわけです。ただし、請願は、その議員発議にプラスして法制化を求めている。もう一つ別個のことも設けてるということで、私としては請願に対して動議をかけて、こういうものを付け加えてもらえないかというお願いをするという立場を取らなければ、請願を紹介している者とすれば釣合いが取れないということで、させていただくということになります。

○中村委員　言葉が混同しているようなので、もう一度まとめると、この意見書に修正案を載せることで、請願との整合性をとってると考えたらよろしいですね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○立川委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、日程５の流れとしましてはこの流れでいかせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、この流れでお進めいただきたい。この後、事務局にお願いをして、皆さんに周知、検討という時間を設けるということでよろしいですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　時間を取っていただいて、会派で御説明当をやっていただきたいと思います。

それと委員長、（２）番の意見書の提出先についてもよろしいでしょうか。

○立川委員長　はい。

○青木議会事務局次長兼議事係長　原案あるいは修正案が通った場合に、意見書を提出することになります。提出先については議決事項ではございません。議長から議運の皆さんに諮問という形で、提出先を御決定いただければと考えております。

発議者につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣ということでお伺いをしております。また、請願者につきましては、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣と若干提出先が変わってまいりますけれども、意見書の内容を照らし合わせますと、提出する関係行政庁につきましてはおのずと決まってくるとは思いますけれども、議運で御決定いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○立川委員長　意見書の提出先というところで、書類に書いてございます発議者は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、請願者は内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣ですが、何か御意見がございましたら。どちらにするかでいいわけですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　どちらにじゃなくて、これ以外にもあるかもしれませんけれども、発議者の案を採る、請願者の案を採るんじゃなしに、例えば衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣と防衛大臣まで入れるのか。大きく違うのは、この防衛大臣だと思いますので、そのあたりを含めて御協議いただければと思います。

○立川委員長　あくまで発議者、請願者、参考に見てくださいというところで御決定いただければと思いますが。

○尾川委員　一般的にはどうなのか。どこへでも出しゃあええというもんじゃねえし。防衛大臣を入れえというわけ。

○青木議会事務局次長兼議事係長　請願者の意見書案の中に提出先として防衛大臣がありました。ただ、防衛大臣を一般的に入れるのがいいのかというのは私には正直分からないところでございます。

○尾川委員　だから、一般的にこういう請願にせよ意見書にしても、どういうところへ出したら常識的かという話で、出しゃあええというもんじゃねえと思うんで。列挙すりゃあええんじゃろうけどな、あっちゃこっちで全部出して。あまり関係ねえところへ出したって手数がかかるだけじゃから。その辺を一般的には事務局とすりゃあどういうふうに思うとられるんですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　こちらのほうは本会議の議決事項ではございませんので、ほかの意見書を提出されている議会もございますので、その辺を参考に、最終的には議長に御一任いただければと考えております。

○中西委員　私は請願者の立場に立つ者ですが、この送付先ですよね。やっぱり衆参両院議長が入ったほうがいいだろうと。なぜかというと、私は後の討論でも述べますけども、実は非核三原則というのは、衆議院、参議院での議決が行われている。国会議決が行われているということからすると、衆参両院を入れたほうがいいだろうというのが私の意見です。

あと、これは非核三原則というところで言えば、防衛大臣も本来は入るのかなという感じで思います。

ただ、これをここで始めると、なかなか議運が終わらない可能性があるので、あまり私は意見として固執はしません。

○森本副委員長　もう議長にお任せで、最終的には。どう転ぼうが、議長にお任せで。

○立川委員長　発議者と請願者の意図を酌んでいただいて、それなりのところへ送っていただくということでお任せしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局、議長にお任せと。ただし、請願者、発議者の御意向もしっかりと酌んでいただいてということでいきたいと思います。

これをもちまして議会運営委員会を閉じます。

午前１０時２９分　閉会